

日の出町長選挙・日の出町議会議員補欠選挙のお知らせ

4月15日任期満了による日の出町長選挙を次のとおり執行します。

告示日	3月20日(火)
投票日	3月25日(日)
選挙会(開票)	3月25日(日)

また、日の出町議会議員に欠員が生じたため、日の出町長選挙と同期日に、日の出町議会議員補欠選挙を執行します。

選挙権

年齢要件 平成12年3月26日までに生まれた方

住所要件 平成29年12月19日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、投票日まで引き続き町内に住所を有する方(12月20日以降に転入届出された方は、投票できません。)

期日前投票

期間	3月21日(水・祝)～3月24日(土)	時間	午前8時30分～午後8時
場所	役場1階 町民談話室	持物	入場整理券(届いている場合)

入院(入所)中の方の投票

入院(入所)先が、都道府県選挙管理委員会の指定する不在者投票指定施設となっている病院、老人ホーム等は、その施設の事務の方などに申し出ると、施設内で不在者投票が行えます。

不在者投票指定施設になっているかどうかの確認は、その施設の事務の方などにお尋ねください。(郵送期間等要しますのでお早めにご確認ください)

郵便による不在者投票

身体的な理由で投票所に行くことが困難な場合に郵便等を利用し投票を行う制度です。利用には「郵便等投票証明書」の交付が必要です。対象要件は次のとおりです。

①「身体障害者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹、移動機能の障害(1・2級)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害(1・3級)／免疫、肝臓の障害(1～3級)

②「戦傷病者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹の障害(特別項症から第2項症)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害(特別項症から第3項症)

③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」である方

代理記載制度 郵便等での不在者投票ができる選挙人で、上肢、視覚の障害の程度が「身体障害者手帳」で1級、または「戦傷病者手帳」で特別項症から第2項症までの方は事前の届出で、投票の代理記載が認められます。

「郵便等投票証明書」が必要な場合は、お早めに町選挙管理委員会で手続きをお願いします。なお、当制度による投票用紙の請求は3月21日(水・祝)まで。詳細はお問い合わせください。

選挙公報 各世帯へ配布します。

開票

日時 3月25日(日) 午後9時開始 会場 役場3階 第1・2会議室

立候補予定者説明会

町長選挙・町議会議員補欠選挙に立候補を予定されている方は、説明会を開催しますので、必ずご出席ください。

日時 2月14日(水) 午後2時 場所 役場3階 第1・2会議室

※代表者の方は、印鑑(スタンプ式不可)をご持参ください。出席は、立候補予定者を含めて、3人以内とさせていただきます。

問 選挙管理委員会(総務課庶務係) 内線 302

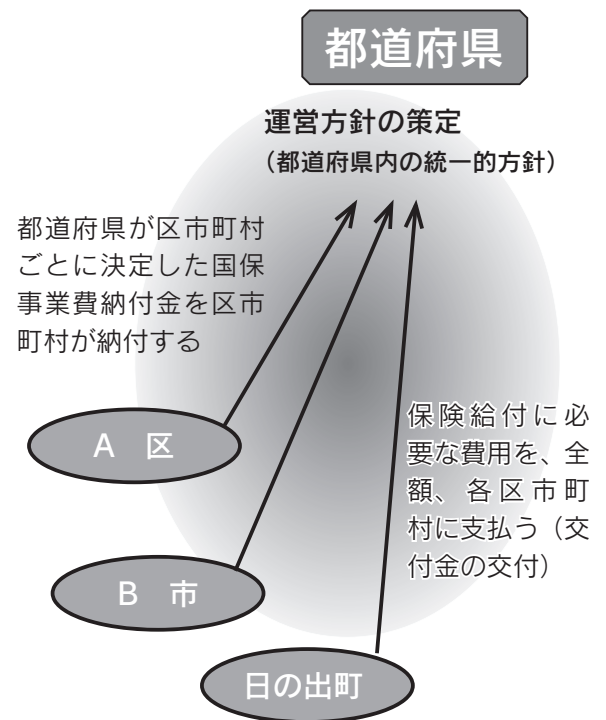
平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立（平成27年5月）により、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの区市町村に加えて都道府県も保険者となり、国民健康保険制度を共に担うこととなりました。また、国民健康保険の財政運営の責任主体が区市町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るため、これまでは区市町村が個別に保険給付費等を推計し、保険料（税）額を決定していましたが、今後は、都道府県が区市町村毎の医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に区市町村が保険料（税）額を決め、賦課・徴収を行うこととなります。（※平成30年度日の出町国保税率の改定を行う場合は、3月までに決定いたします。）

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解とご協力をお願いいたします。

＝都道府県と区市町村の役割分担＝

都道府県の主な役割	
財政運営の責任主体	
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	
区市町村ごとの標準保険料（税）率を算定・公表	
保険給付費等交付金の市町村への支払い	
区市町村の主な役割	
国保事業費納付金を都道府県に納付	
資格を管理（被保険者証等の発行）	
標準保険料（税）率等を参考に保険料（税）率を決定	
保険料（税）の賦課・徴収	
保険給付の決定、支給	



＝制度改革に伴う日の出町の国保加入者における主な変更点＝

①国民健康保険の資格情報を都道府県単位で集約します。

今回の制度改革により、東京都が保険者となり資格情報を集約します。そのため、平成30年4月以降は、東京都内の他区市町村への住所異動の場合は、資格の喪失および取得が生じません。ただし、被保険者証は異動ごとに新たに交付されるため、異動前の区市町村へ以前の被保険者証は返却していただく必要があります。（※特に住所異動がない限り、被保険者証の変更手続きをする必要はなく、国民健康保険被保険者証の最初の一斉更新（2019年9月30日）までは資格があれば現在の被保険者証をそのまま使えます。）

②高額療養費の多数回該当を都道府県単位で判定します。

平成30年4月以降は、東京都内の他区市町村への住所異動で、世帯の継続性が保たれている場合には、多数回該当（該当月を含めた過去12か月間に4回以上高額療養費に該当する場合に、4回目以降の自己負担額が変更となります）の判定に係る該当回数を異動先の区市町村でも引き継ぎます。ただし、引き継ぎ対象は平成30年4月以降の療養となります。